

食品産業の皆様へ

食品産業の発展に向けた **支援制度** を
活用してみませんか？

皆様の幅広い取組を、
新たに成立した
食料システム法 に基づき
農林水産大臣が認定 し、
総合的に支援します。

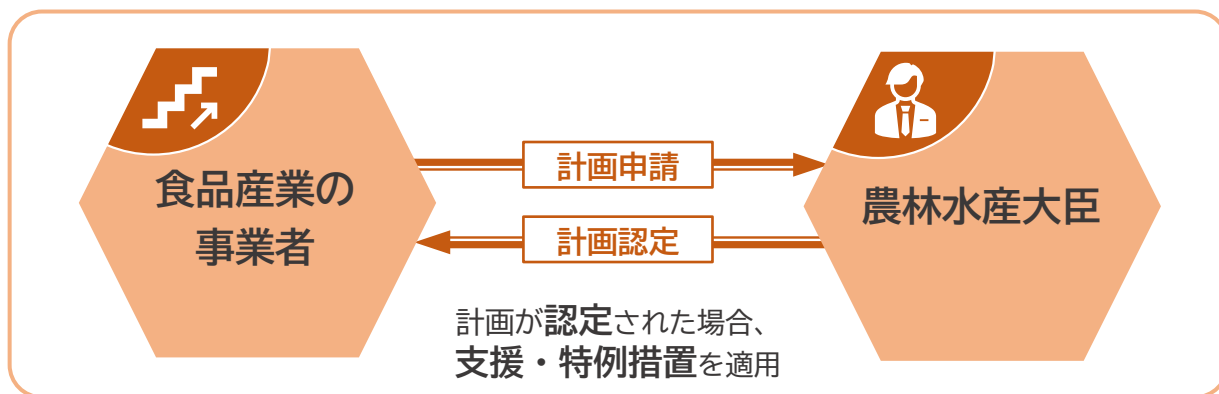
※ 令和7年10月運用開始



MAFF
農林水産省

1. 制度の対象・スキーム

“食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者”
の皆様が対象となります。



以下の 4 つの取組が認定対象です。

01 生産者との安定的な取引関係の確立

💡 取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

💡 取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

💡 取組事例

- ・ 食品の製造過程における温室効果ガスや食品ロスの削減
- ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

💡 取組事例

- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✎ 01～04のための技術の研究開発や事業再編も、認定の対象となります。

💡 取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

2. 制度のメリット

計画の認定を受けた場合、
以下の **資金調達支援・税制優遇** などの
総合的な支援措置 を受けることができます。

▶ 資金調達支援



中小企業者に対する
長期・低利の融資

設備投資や事業再編を行う際、
運転資金も含めて、
長期かつ低利の融資を受けることが可能

設備資金や運転資金について
金融機関から融資を受ける際、
債務の保証を受けることが可能



融資を受ける際の
債務保証

▶ 税制優遇

設備投資を行う際、
取得価額の最大10%の税額控除
又は即時償却を受けることが可能



中小企業の設備投資
に対する税制優遇



脱炭素化に向けた
投資に対する
税制優遇

脱炭素化と付加価値向上を両立する
設備投資を行う際、最大14%の税額控除
又は50%の特別償却を受けることが可能

▶ 研究開発支援



農研機構の所有する
研究開発設備の利用

技術の研究開発を行う際、
農研機構の保有する研究開発設備
（食品加工設備等）を利用することが可能

上記の他にも、様々な支援を受けることができます。

3. Q & A、お問合せ先

01

いつから申請が可能になりますか？
また、結果を受け取るまでにはどの程度の時間を要しますか。

令和7年10月より制度の運用を開始しており、常時申請を受け付けております。申請が受理されてから結果を通知するまでの期間は、45日程度となります。

02

申請に必要な書類などは、
どこで入手すればよいでしょうか？

申請に必要な書類の様式などについては、農林水産省の食料システム法の計画認定制度のホームページで公開しております。申請書の記入例などを記載している申請の手引きも掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

03

計画の申請については、
どこに相談すればよいですか。

一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談・申請窓口となります。詳しくは、食料システム法の計画認定制度のホームページをご確認ください。

04

認定を受けた計画は、
農林水産省から公表されますか？

はい。計画が認定された場合、食品産業における国の方針と合致した模範的な取組として、農水省の食料システム法の計画認定制度のホームページにおいて、認定計画の概要を公表させていただきます。

■ 農林水産省 食料システム法 計画認定制度のホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



－お問合せ先－

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食料システム連携推進室

▶ TEL（直通）：03-3502-8051

▶ Address：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1